

消費生活情報の提供等

● 刊行物の発行・配布

めぐろ消費者にゆうす「シグナル」ほか、各種刊行物を発行、配布しています。



● 情報コーナー

消費生活に関する図書・雑誌・新聞・各種団体の刊行物などを自由に閲覧できます。図書・雑誌(最新刊を除く)・DVDの貸出しも行います。(1人1回5点まで2週間)



● 糖度計・塩分計の貸出し

日ごろ飲んでいるものの糖分・塩分濃度をご自身の目で確認したい方に貸し出しています。



おもちゃの病院

(毎週日曜日 13:00 ▶ 15:00)

壊れたおもちゃをボランティアの医師がお子さんの目の前で治療し、物を大切に作る心、科学する心を育てます。治療費は無料です。(特殊部品のみ実費を負担いただくことがあります)

予約は不要です。
ボランティアの医師に関心のある方は、消費生活センターまでお問い合わせください。



消費生活相談

- 対象：目黒区在住・在勤・在学の方
- 方法：電話・来所・オンライン
- 料金：相談無料(秘密厳守)
- 内容：専門の相談員が公正な立場で助言
専門機関のご紹介

オンライン相談

会議用アプリWebex(ウェベックス)を使用したオンライン相談を行います。まずは、電話で相談内容をお聞きしたうえで、予約方法など詳細をご案内しますので、ご相談ください。

相談専用電話 **03-3711-1140** (受付 平日9:30▶16:00)

消費者の契約トラブル
商品やサービスに
ついてのご相談は

目黒区
消費生活
センター

相談専用電話 (受付 平日9:30▶16:00)

03-3711-1140



目黒区公式X(エックス/旧Twitter)や
目黒区LINE公式アカウントで情報発信しています。

〒153-0063
目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター 1階
産業経済・消費生活課 消費生活センター係

お問い合わせ **03-3711-1133**



消費生活について学ぶ

● 消費生活に関する講座

最新の消費生活情報や暮らしに役立つ生活知識・法律・経済・食など、さまざまなテーマの講座や実習教室を企画し、実施しています。募集案内は、めぐろ区報や区公式ウェブサイトなどでお知らせします。



● 研修室 (定員48名)

消費生活に関する学習会等にご利用ください。ご利用には利用者登録が必要です。消費者活動団体登録をすると利用料の割引・優先予約が受けられます。

● 出張講座

消費生活相談員が出張し、消費者被害の実態や悪質商法の手口、子ども向けの消費者教育などをテーマにお話します。学校、町会・自治会、PTAの家庭教育学級、事業所の新入社員向け研修などに伺うことが可能です。費用は無料。日時・内容等をご相談ください。

※5人以上の集まりで、目黒区在住・在勤・在学の方(半数以上)が条件です。

● 消費生活展 (毎年秋開催)

消費者団体の学習成果の発表や各種展示、模擬店等、楽しみながら消費生活に関する情報が学べる催しです。



● 自主学习団体への講師料の助成

5人以上(区内在住・在勤・在学の方が過半数)で消費生活に関する学習会を実施する場合、講師謝礼金を助成します。

※事前申請が必要です。

通信販売のトラブル

- ◆代金を支払ったのに商品が届かない。
- ◆届いたブランド品がニセモノだった。
- ◆通信販売で買った商品を返品したいが業者から「返品は一切受け付けない」と言われた。
- ◆お試し価格で購入したら、定期購入が条件になっていた。

❗ 申し込む前に、「特定商取引法に基づく表記」で事業者の所在地・連絡先などの情報や商品代金、支払い方法、返品・交換・キャンセルなどの条件を確認し、不明確な場合は利用しないことが賢明です。

架空・不当請求

◆契約している通信会社名でスマホにSMS(ショートメッセージサービス)が届き「未納料金があるので至急連絡するように」と記載されていた。

❗ 実在する事業者名をかたった架空請求と思われる請求は身に覚えのない請求は支払う必要はありません。連絡せず無視してください。不安なときには消費生活センターに相談しましょう。

レスキューサービス

◆夜中にトイレが詰まり、ネットで検索し「見積もり無料つまり解決1,000円～」の業者に依頼したところ、便器を交換する必要があるといわれ、高額請求された。

訪問購入

◆古着を買い取ってもらおうつもりで家へ呼んだ業者が、貴金属を強引に、相場よりかなり安い値段で買い取って持って行ってしまった。

❗ 飛び込みでの買取の勧誘や、電話で勧誘されたときに約束した以外の物品の買取は法律で禁止されています。



すぐに相談!

よくある
トラブル



賃貸住宅の敷金返還

◆賃貸住宅の退去時に高額な修繕費を請求され敷金が戻らない。

❗ 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になります。

国土交通省
公式サイト



多重債務

◆消費者金融などから複数の借入れがある。どうしたらよいか。

❗ ひとりで抱え込まず、ご相談ください。債務状況や様々な条件を考慮して、適切な専門機関をご紹介します。

訪問販売

◆近隣で屋根工事をしているという事業者が突然訪ねてきて、「屋根が浮いているのが見えた、無料で点検してあげる」と言うので依頼した。その後、「このままだと大変なことになる」などと不安をあおる文句で迫られ、その場で高額な工事の契約をしてしまった。

❗ 訪問販売による契約は、一定期間内であればクーリング・オフができます。契約を迫られてもその場で判断せず、身近な人に相談したり、複数の事業者から見積りを取るなど慎重に検討しましょう。